

## 「託送料金認可取消訴訟」第6期日「報告集会」記録

【日時】2022年3月23日（水）11時40分～13時

【場所】福岡県弁護士会館401会議室

進行:本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日はマスコミ関係、記者の方が来られていませんので、報告集会という形でさせていただきます。

私、本日の進行役をさせていただきます一般社団法人グリーンコープでんきの小笠原と申します。よろしくお願いいたします。お手元の資料を確認いたします。6点ございます。本案についての「準備書面4」、第6回口頭弁論の弁護士意見陳述用パワーポイントデータを印刷したもの、それから「原告適格」に関する「準備書面5」、それから「証拠説明書及び甲第16号証」、あと「託送料金訴訟ニュース」「託送料金を支える会賛助会員募集チラシ」となっておりますので、不足がございましたらお申し出ください。それからこの会場に来られていないグリーンコープ関係者の方々はZoomの方での参加となっております。それから質疑応答に関しましては、後日お名前等を公開しない形で文字おこしをアップさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、原告の弁護団の紹介をさせていただきます。弁護団長の小島弁護士、馬場弁護士、北古賀弁護士、篠木弁護士。続いて原告からグリーンコープ共同体の熊野代表理事、グリーンコープ共同体の東原常務となっております。それでは代理人弁護士からの意見陳述報告をお願いしたいと思います。小島弁護士よろしくお願いいたします。

小島弁護士:本日は、本案の内容について、こちらの方で、包括的な話をさせていただきました。今日参加いただいた方には、皆さんにパワポをお配りしているので、内容お分かりだと思いますし、参加いただかない方にも後日パワーポイントがホームページにアップされると思いますので、それを見ていただくといいと思うんですけども、基本的には今日は4つのポイントを話しました。一つは、被告の方がこの裁判で主張している中身として、電気事業法の18条1項に経済産業省令で定めるところにより認可を受けなければいけないというふうに書いてあるので、これは経済産業省令にその認可の条件をどうするかということ委任する規定だというふうに言っているの、それは違うんじゃないのというのが第一点です。それから第二点目として、そもそも経済産業省令で法律に何の定めもない中で、賠償負担金ですとか、廃炉円滑化負担金というものを規定してそれを電気料金の中に算定しなければならないかという規定をすることが適法なのかどうかというのが二点目です。それから三点目が同じく経済産業省令でそもそも法律になんの定めもない賠償負担金や廃炉円滑化負担金を定義して、その回収をしなければならないというふうに定めることが適法なのかという問題です。最後に被告が主張していることについて反論しています。

それぞれの内容について簡単に説明申し上げますと、第一点目は、経済産業省令の定めるところにより認可を受けなければならないというふうに書いてあるんですけど、そもそも考えてみますとですね、料金を国が認可するということが自体ですね、今の日本の経済システムの中で、通常あり得ない話ですよ。モノを売る時の料金は売主と買主の自由な意思で決まる。誰かが決めて、特に国の認可を受けなければならないということ自体極めて例外的な話です。国の認可を受けなければならないとなっているのは「電気料金」「ガス料金」、それから「鉄道」「バス」などの公共交通機関、それから「水道料金」。基本的にはそういったものに限られています。これらのものというのはどういった特質を持っているかというと、二つの特質があって、一つは独占体であると。その地域ではその事業を独占的に誰かが営んでいる。他の人が営んでいるわけではない。そのサービスを使おうとすると、選択の余地がない。AとBと選べるわけではなくて、どちらかしか選べない。しかもそれが人の生活には不可欠である。

この二つのポイントがあるわけですね。人の生活に不可欠なものであるに関わらず、そこしか選べないということになると、これは自由な競争が成りたつ基盤がそこにはないわけです。ですから国の方できちんとチェックしていきましょうということになっています。

しかも、電力の自由化というのがされましたので、今は消費者の方から見ると電気料金というのは誰でもいくつかの事業者の中から選べるという仕組みになっています。そうすると電気料金も自由に定められるよねと。ですから確かに小売り電気事業者が定める電気料金というのはわりと自由に定められるようになっています。しかしながら、小売電気事業者は必ず電気を供給する時に、発電事業者から消費者のところまで電気を送らなければいけないわけですね。その時に一般送配電事業者というものを使わなければいけない。その時に一般送配電事業者に電気を送ってもらうために託送料金を払う。この託送料金が高くなってしまうと、小売電気事業者が自由に競争できますよと言ったところで、その自由な競争が阻害されてしまう。そういう結果になるわけですね。

しかも、その一般送配電事業の料金の中に一般送配電事業だけではなくて、なんか一部の発電事業者の料金、あるいは一部の小売電気事業者の料金、そういうものが徴収されてしまうと、ある人だけ特別な優遇政策をとるということになるので、もはやそれは自由ではないです。ですからそういうことはしてはならないということになってくる。だからこの制度の趣旨からいうと、もう厳格に一般送配電事業のために必要なものに限るという理屈がそこからも出てくる。条文上も、一般送配電事業の託送等供給約款料金というふうに言っていますけど、その託送等供給約款料金の認定の基準としては、適正な原価に利潤を加えたものというふうに言っていて、明確に基準というものを電気事業法の18条の3項というところに決めているんですね。1項は何を決めるかということになると1項で決めているのは託送等約款供給料金の認定の申請、認可申請をする時にどういう書類を付けなければいけないか、その書類には何を書かなければいけないか、そこに書

いてある電気料金はどういうふうに算定しなければいけないということが書かれているわけですね。ですから手続的な内容である。これはですね、実は昔から電気料金が独占事業で、一般電気事業者、いわゆる大手電力ですね。独占的にやっていた時代から実はあまり変わってないんですけど、昔はこういう料金算定規則ですとか、そういったものはなくて、かつ経済産業省令の定めるところによるという規定もなくてやっていたんですね。それはなんでかという、申請するのは大手電力しか申請しないわけです。認可するのはいつも経済産業省令がやっているわけです。だからあうんの呼吸で、こういうものを出してよねと言えば、そのようなものが出てくるという仕組みなので、特段省令とかで具体的な内容を決める必要がなかったわけですね。

ところが、電力自由化というのは実は1996年ぐらいから始まるんですけども、最初の時にはそこまで具体的にはいなくて、平成11年（1999年）の電気事業法の改正というのが本格的な電力自由化の最初なんですね。それで先ほど言ったように電気というのは大手電力が独占的に供給してきたというふうに言っているんですけども、ずーっとですね、実は大手電力以外の電気を使っている事業者というのはいまして、自分のところで発電して、自分のところで電気を使う事業者がいるんですね。僕がよく知っている例でいうと、静岡県に蒲原町というところが昔あって、今は静岡市に合併して無くなっちゃったんですけど、そこに日本軽金属という会社がアルミニウム精錬をしているんですけど、何故そこでアルミニウム精錬をやっているかと言うと、富士山の方から水を流してきてですね、水力発電ができるんですよ。自分のところで水力発電所を作ってその水力発電でアルミニウム精錬をしているわけですね。そういうところにどちらかと言うと昔から安く電気が調達できるところに工場を作って事業を営むというのが形態としてあるわけです。そういうところは大手電力の電気は使わないわけです。自分のところで自分の使いやすい電気を使っているわけですね。そういうところがいくつかやっているわけです。鉄鋼精錬なんかやるとべらぼうな熱が出るので、その熱を使って電気を起こしたり、というようなこともやるわけですね。だからそういうことを自分のところで自家発電でやっていたわけですけど、平成11年（1999年）の改正で何をやったかと言うと、要するに自家発電していた事業者がその地域の人々に売ってもいいよと、それも大口の人に売るだけなんですけど、大口の人に売っていいよと。売る際に大手電力の送電網を使ってもいいよと。そこでその時に、送電を使う時に料金をどういうふうに定めましょうかという話が当然出てくるわけですね。ですから今の一般送配電事業の託送料金の原型のようなものがそこにできています。被告はだから平成11年改正の時にそういう原型ができて、その時、経済産業省令の定めるところにより認可を得るというふうに定めたので、だからもともと託送料金をどう定めるかということを経済産業省が定めるということがその時に電気事業法に書かれたのだから、何でも決めていいことになるよと、経済産業省が。こういうふうに言いたいわけですね。ところがそれと全く同じ時に、一般の電気、普通の電気料金もですね、まったく同じ規

定が入っているんですよ。だから先ほど言ったように、従来は大手電力が経済産業省と話し合いをしながら電気料金を決めていくという形だったものですから、そういう手続きという整備がされていなかったんですけども、平成11年に電力自由化を始めていく時に、いろいろ手続きを透明化しなければいけないよねと、とすると手続きを今まで明文で決めていなかったものを全部規則で明文化させましょうと、内部基準でやっていたものを全部明文化しましょうと、そういう流れの一環なんですね。だから別に託送料金制度ができたから、そういうふうを決めたわけではなくて、これから自由化を進めるにあたって手続きを透明化させる必要がある、そういうところからそういうふうに定めたということなんです。そう考えていくと、電気事業法の18条1項の経済産業省令で定めるところによりというのは明らかに手続きを定めるためにそういう経済産業省令がありますよということなんですね。

基準は18条3項で明確に定められるという形になります。そうすると18条3項で適正な原価に利潤を定めたものを料金とすると書いてあるわけですから、それ以外のものを経済産業省令で具体的に決めてはいけません。

適正な原価というのが一般送配電事業の時に何を指すかと言うと、それは一般送配電事業を営むために必要な費用と。先ほど電力自由化の時に話したように、一部の発電事業者のための費用ですとか一部の小売電気事業者の費用をそれに乗っけてしまったらそれは不公正な競争になるということになるからそれはできないです。

だから、もともとその一般送配電事業のための費用と言えないものを、託送料金等供給約款料金に乗っけて認可申請をしたらそれは18条3項違反ということになりますから認可されないと。認可されないような経済産業省令を作ってもだめですよ。ですから経済産業省令はそういうことは規定できないということになります。

ですから被告が言っているように、経済産業省令に定めるところによりと18条1項に書いてあるから、経済産業省令でいかようにも料金を定められるんだというようなことは全く違うということになります。

次に、そうはいつでも一般送配電事業を営むための費用の中にこの廃炉円滑化負担金や賠償負担金が入ってくるのかどうかという問題が次の大きな問題としてあります。被告の方はそれは一般送配電事業を営むために必要な費用だと言っているわけですね。

しかしながらそういうふうになっているのかと条文を見るとですね、もし一般送配電事業を営むために必要な費用だったら、規則の中の一般送配電事業と書いてあるところのすぐ後ろに、同じ節の中に一般送配電事業と書いてあって、一般送配電事業を営むための費用はこういうものであると規定があってやるはずですよ。

ところが、賠償負担金や廃炉円滑化負担金はそれとは別の発電事業という節の直後に新しい節を作って規定している。発電事業のための費用じゃないんですかということですよ。

しかもその定義を見ても、要するに原子力損害を賠償するために備えるべきだった費用というのが賠償負担金、原子力損害を賠償すべきものは誰かと言うとこれは原子力賠償法という法律に書いてあります。明文で。原子力発電事業者です。原子力発電の損害を備えるというのは原子力発電事業者がやることですよね。一般送配電事業ではないよね、定義から言っても。それから廃炉円滑化負担金、その原子力電気工作物を壊すために必要な費用を、自分で作ったものを壊すのは作った人の責任だよねというのが原子力発電事業者がやるべきことだよねと。これも原子力発電事業者がやるべきことだよね。定義から言っても違うよねということになる。

しかももっと顕著なのは実は法律の規定を見るとの賠償負担金相当額あるいは廃炉円滑化負担金相当額と言っているんですけど、相当額を一般送配電事業者は小売電気事業者から回収したら回収した額をそのまま原子力発電事業者に渡すというふうに省令の規定上なっている。一般送配電事業者のための費用だとしたら、一般送配電事業者が一銭も使わないで、なんで全部原子力発電事業者に渡しちゃうのかと。だからこの使い方、定義それから法律の規定の仕方、このどれを見ても原子力発電事業者のための費用なんですよ。一般送配電事業者のための費用ではない。そうすると一般送配電事業者のための費用でないものを適正な原価にもぐり込ませる。これは一般送配電事業者のための適正な原価でないから、それはできませんよねということになる。

そうすると賠償負担金相当額と廃炉円滑化負担金相当額を一般送配電事業者を営むための営業費として算定しなければならないというふうに書いてある料金算定規則は明らかに法の委任を超えている、あるいは法の委任なく定めているということになるので違法、違憲、無効だということになる。

さらにもう一步考えてみるとそもそも先ほど見たように、定義規定がある。定義規定と並んで、定義規定の一つ前の条文で。あれは面白い既定の仕方なんですけれど、定義があって、その定義したものを回収しなければいけないと書いてなくて、まず賠償負担金を回収しなければいけない、賠償負担金というのはこういう意味ですよとある。必ず賠償負担金を回収しなければいけないというのが最初に来るんです。次の条文で賠償負担金とはこういうものと、さっき言ったような条文で定義しています。廃炉円滑化負担金相当額を回収しなければいけない、それで廃炉円滑化負担金とはこういうものです、というふうに条文で伝えているんですけど。まず回収しなければいけないという新しい義務をそこに定めている。省令で、です。

省令って経済産業省が作った法ですよ。経済産業省が絶対作っちゃいけないかと言うとそうではないかもしれないですけど。あくまでも日本国憲法は国会が唯一の立法機関であるというふうに書いてあるので、国会の法律による、つまり法律というのは狭い意味での法律なんですけれど、国会で議決されたものを法律と言います。国会で議決された法。国会で議決された法律の中にこういうものを回収するというのを書いてあるといいのんですけど、そういうことが全く法律に

書いてないのに、行政機関が勝手に回収しなければいけないと。回収しなければいけないということは、逆に言うと一般小売電気事業者の方からすると支払わなければいけない義務を定める。権利義務を定めるのは法律によらなければいけないというのが、日本国憲法もそうですし、行政法の大原則でもあるんですね。そういうことを無視して書かれちゃうと、その電気事業法施行規則、大体法律そういうことを定めるのはおかしいですよ。電気事業法施行規則ですから。電気事業法を施行するための規則の中で電気事業法に書いてないことを定めちゃうっておかしくないですかね。施行規則って普通で言えば電気事業法に書いてあることを実行するための法律ですよ。電気事業法に書いてないことを勝手に電気事業法の施行規則に書いてそれを回収しなければいけないと書いちゃうというのは。まあ経済産業省最強説なんですよ。いやあまあ別に国会関係ないよと、経済産業省が定めたら皆ちゃんと払わなきゃいけないんだから、みんないいかと。そういう感じがオレオレという感じがします。いやあ強いんですね。これか通れば世の中素晴らしいですよ。国会はいらないと、経済産業省があれば国会はいらないとそういう仕組みですけど。それはやっぱりまずいんじゃないかということですよ。ということで、これが第三番目の論議ですね。

それから最後に、何か被告の主張としてはですね、そういうものは回収してもいいんだよと、そういうふうになっているんだよというふうに言っているわけなんです。何故なら、いわゆる送配電のため以外の費用も送配電事業の費用として取っているじゃないかと。具体的にはユニバーサルサービス料というやつなんですよ。ユニバーサルサービス料というのは何かというと、小売電気事業が自由化されても、実は自由化された小売電気事業がない場所ってあるわけですね。具体的に言うと離島とかそういうところですよ。離島なんかですと、一般送配電事業者は小売電気事業者も兼ねて電気を供給しているわけです。それはそういうことをしなきゃいけないよとしかも、電気事業法の中にそういう地域では一般送配電事業者は電気の最終事業者から電気を供給してねと言われたらそれを拒んではならないということも書いてある。昔の一般電気事業者の電気事業と同じことが書いてあるんですね。確かにそれは一般送配電事業ではない、狭い意味での。だけど、一般送配電事業者はそういう業務を営まなければならないというふうに電気事業法の中に書いてあるわけですよ。そしたらユニバーサルサービス料を託送料の中で取れるよ、だって電気事業法にそう書いてあるじゃない。電気事業法に書いてあることをやれるのは、法律に書いてあるのだから当たり前ですよ。ここで問題になっているのは、法律に書いてないのに勝手に徴収しちゃっているのかいいかどうかという話なんですよ。そこが問題になっているのに、ユニバーサルサービス料と電気事業法に書いてあるものがいくら徴収できますからと言っても何ら説得的なものになりませんよねという話で終わったという感じです。

今のところそうやって考えるとここも一生懸命考えて主張しているんですけども、話に聞くと経済産業省令の中でも有名な事件になっていてですね。そうはいっても経済産業省のお偉い方々はですね、うちが決めたことなのになんで裁判

所がうちを負かすわけではないだろうと、未だに自信満々でいて、どこかの国の大統領みたいに簡単に降伏するものかとみたいな。そうかもしれませんが、どこかで道理はちゃんと通してかないといかんかなと。やっぱり法律に書いてないの取っちゃうというのはまずいですよね。そういうことを堂々とやっちゃって問題ないと思う発想っていけないと思うんですけど、いい加減争うのは止めて勘弁してくださいって言ってほしいなという気がします。

一つ解説しますと、本来であれば今日あたりで結審して、判決でもいいんですよ。ところが裁判所は明らかに、もう1回期日を入れるという流れにしたんですね。なんでかという、裁判長が3月末で交代するんです。だから、自分が判決を書けないので、書けない人が勝手にこういう方向性を決めていくというのは行き辛いと。とりあえず後の裁判官に委ねようと。せっかく僕らも一生懸命書いて法廷でもちゃんと説明したのに、もう一回やんなきゃいけないのかという感じもしますが、まあ何度でも説明させてもらえばいいのかなと思いますが、そういう理由で、もう一回期日をやり直してくださいと。それで今日最後に言ったように、「原告適格」についても全部主張を尽くしてくださいというのは、後の裁判官がひょっとすると気に入らないのかもしれないと思うのでとにかく全部やっといてねと、こういう感じですね。ちょっとよく分からないんですけどね。ちなみに去年の8月ぐらいに東京地方裁判所の民事二部という、東京地方裁判所って行政部が全部で4つあるんですけど2つの部は行政事件だけやっていて、あとは行政事件と民事事件とをやっているんですけど、そのうちの行政事件だけやっている二部と三部といううちの二部の部長がやっぱり裁判長が交代したんですね、前の裁判長というのは最終的な判決になった場合にいい判決を書くかどうかというのは別として審議は割とまあまあやらしてくれる。僕はそこで石炭火力発電所の建設を止めろという行政訴訟をやっています、原告適格の問題はあるにしても、本案ちゃんとやりましょうということでやってきていたんですけども、最近聞いたところではですね、全く別の事件で別の弁護士が行政処分差し止め訴訟というのを起していた。そしたら、行政処分差し止め訴訟というのはいずれにしろ、将来行政処分がされたら取消訴訟に変えて行うので、普通はその時点で却下とかしないでとりあえず本案審議しましょうとやるパターンが多いんですよ。ところが裁判長が交代したらですね、いきなりもう本案の前にまず訴訟要件をちゃんと吟味しましょうと言い出して、いきなり却下と、訴えを却下しちゃったということがおきたりしているものですから、しかもその人の経歴を見るとですね、ずっと最高裁の事務総局で行政1課長、2課長、3課長と全部の課長をやっているという行政事件を統括するところの課長をやっていた人をわざわざ最高裁に送り込んで来て審議を変えると。だから今の裁判長が代わった後にどういう人が来るかわからないですけども、ひょっとすると最高裁の意向を聞いて考えるような人をわざわざと意図的に送り込んでくるかもしれない。多分もう決まっていると思うんですけど、そういうことも踏まえて、多分今の裁判長は自分ではとにかくまず方針は決めずに、後の人に方針を決めてもらいましょうというふうに流れたんだと

思います。だから、裁判というのはですね、怖いものがあるんですよ。なかなかね、どんなにうまくいったとしても、我々の見えない力によって動かされるところがあるので、どうなるのか分らないなんですけれど、4月になれば新しい裁判長の名前が分かりますから、すぐ調べてまた皆さんにご連絡しますが、ちょっとどういうふうになるかは。

今のところは圧倒的に推しているような気がするんですが、そういう我々の知らざるところの力が働く可能性がないわけではないので、とにかく何が起きてもこちらとしては正々堂々と全力を尽くしてやっていくという形でやっていきたいというふうに思っています。以上です。

進 行：ありがとうございます。それでは弁護士の皆様よろしくお願ひいたします。

馬場弁護士：弁護士の馬場です。本日は傍聴、そして報告集会へのご参加、ありがとうございました。本で行われた期日の内容は小島弁護士から説明があった通りですので、繰り返すことはしませんが、今回の訴訟を提起したのが令和2年10月15日だったので、今日で1年半ほど経っていることとなります。そして、この裁判の次回期日が5月に予定されていて、それが終わると私たちと国のお互いの主張がほぼ出し尽くされると思っていますので、まもなく第一審の審理が終結となり、判決も近いのではないかなと思っています。

あと、先ほど裁判長が代わるという話がありましたが、ただ、私たちとしてはやるべきことをやる、主張すべきことは主張する、おかしいことはおかしいと言うだけであり、引き続き全力でこの裁判に臨むだけです。先ほどの小島弁護士の話を聞いて、どうなるのかなと不安になった方もいらっしゃるかもしれませんが、私たちとしては引き続きやるべきことをやるだけです。皆様、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上となります。

北古賀弁護士：前回の期日と今回の期日で裁判所が重ねて言っていたのが、行政訴訟法の9条の2項に照らしたとしてもどうなんですかということについて補充してくださいということをおっしゃったので、先ほど団長がおっしゃったように、後の裁判たいになった時に一応行政事件訴訟法の規定がですね、ちょっと長いんですけど読み上げるとですね、9条1項は「処分の取消の訴え及び裁決の取消の訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消を求めるとき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消によって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。2項は裁判所は処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令がある時はその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠

となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする」。要するにいろいろな関係法令とかを含めて、いろいろなものを考えたうえで原告適格を認定しますよという規定になっているんですね。まあ1項で十分でしょというスタンスだったと思うんですけど、一応念のために2項についても触れるようにしてくださいと。2項については、相手方は電気事業法の18条の各号に照らして、対象となるのは電気を直接利用する人、つまり一般の我々であって、小売事業者であるグリーンコープでんきは相手としないから、そういう意味では原告適格がないでしょというふうに言っているところで、これについては、一応念のために反論しておいてくださいねというふうなこと。まあ書面で書いているんだけどなというふうには思うんですけど、そこまでいうのだったら、もちろん今の裁判体で判決書けないから繰り越しするために、言ったということもあるかもしれませんが、もし万一、私がさっきうんうんとうなずいたのは、裁判長によってコロッと変わるといのは紛れもない事実というところがあって、押していたのに何でここでひっくり返るとかいうことは我々の世界の中ではざらにあることなので、そういったことを踏まえて、やっぱり主張するところは主張し尽くしておかないといけないのかなというふうには思いました。屋上屋を架すことになるかもしれませんが、やっぱりそれぞれ電気事業法の18条の要件にそれで当たらないでしょ、それはあくまでも最終の受益者である一般の市民を相手にしているものであって、小売電気事業者を相手にしているものではないでしょ、という言い方をしている国についての反論もまたやることになるのかなと思いつつながら裁判をしていたところですので、その点をもう少し我々も検討していかないといけないのかなと思っています。後は法律の話になっていって、なんかよく分からんみたいなどころがあるかもしれませんが、もう少しお付き合いいただければと思います。ありがとうございました。

篠木弁護士：お疲れ様です。弁護士の篠木です。もう他の弁護士が言った通りなんですけども、今、団長が説明された18条の規定からしても、やっぱり賠償負担金、廃炉円滑化負担金を定めることは難しかりうと言われましたけれども、それに対する反論が本格的に今度来るんですよね。なので、そこが楽しみというかですね、どういうふうにして反論してくるんだろうかと思えますね。ただ、先ほど3人が話しました原告適格のところはですね、入り口の問題なので、やはりしっかりしとかなくちゃいけないなと思えます。以上です。

F弁護士：原告適格の書面は私の方で主に担当させていただいておまして、前回書ききってこれはもうしっかり終わったかなと思ったらまた宿題が出た形で、まあ以前の集会のところで話しをさせていただいたんですけども、今の電気事業法って、今の電力自由化の流れというのは必ずしもすべてを反映しているわけではなくて、昔ながらの法律をちょこちょこちょこちょこ使いやすいように自分たちが使いやすいように変えていって、ただ体制としては小島先生がおっしゃったように、経産省が全てありきというんだから黙っとれみたいな法律のメッセージが読み

取れる中でそれをこう、そうじゃないよという、もう電力自由化で変わったんだよというところを今一度整理して述べていくというところをもっと強調して、次回以降。一年半以上たっていて、入り口でこけることなく、最後まで攻め込みたいと思っていますので、皆さん引き続きよろしくお願ひいたします。

進行: ありがとうございます。では質疑応答の方に入らせていただきたいと思います。お手を上げていただけますでしょうか。ないようでしたら、感想を一言ずついただきたいと思います。

参加者A: 今回先に進むのかという期待の中で来ましたが、また先送りになってしまったということで残念でしたけれど、やはり細かく進めていくと、無理があるんだなど。国の決まり自体は無理があるんだなというところで、一番入り口のところで何とか門前払いをしたいという思いが凄く透けてきていて、反論を見ている、これはもうこちらの弁護士の先生方が言われるほうがどう考えてみても筋が通っているなというのが感想です。もうこれ、原告適格がないと、そんなこと言っただって、本来自由競争であるはずか利益を逸しているのだから、私は関わりそうな気がするんですけど。また先生方にもう一段と非と頑張りしていただいて、突破していただきたいなという風に思います。

参加者B: 裁判の中身というのが、どう考えても被告側に無理があるようにしか見えないですけど、それでも理屈をこねていろいろ言うてくるというのは、誰のために、誰かを利するために国がやっているのかなというのが素朴な疑問としてあって、やっぱり原発をやっている原発事業者が本来負担すべきものをそうでない人に広く負担してもらおうという、もともとの問題の原点がうやむやにされているというのがはっきり見えてきたなというふうに思いました。先生が言われたように、お主も悪よのうというような、なんか時代劇のシーンが本当にあるんだろうなと思ひながら、先生のお話をお聞きしていました。また次回も参加したいと思います。よろしくお願ひします。

参加者C: 今回で3回目の参加なんですけども、毎回毎回、今度結審だろう、今度結審だろうと思っていましたが、今回入り口にまた戻ったなという印象。今日のお話です。人事異動があるのはしょうがないのかもしれませんが、どうしても支えていけないといけない。逆に言うと、早く勝ってほしいんですよ。勝ったら私たちにも何らかの見返りがあるのかなと思っています。払ったものは返してもらおう。年金じゃないですけど、使われてしまっただけで戻ってこないよりもいいですね。これは大きな問題です。原子力発電所の事故で福島があんなふうになっていますので、負担金は出さないといかんです。今回の負担金は返してよというのが本音です。弁護士の先生方頑張りてください。応援します。

参加者D: 初めてこの訴訟の傍聴を聞かせていただいたんですけど、なんか三権分立といひますか、裁判制度とか、そういうものなのかなとちょっと思ひています。でもやっぱり声を上げ続けられないといけないねと思ひていますので、応援しています。ありがとうございます。

参加者E：前回に引き続いて2回目の傍聴をさせていただきました。前回の時には初めてでよく分からないことも多かったんですが、今回は先生が小学生にも分かるように説明しますとおっしゃって、確かに良く分かったと。それを裁判官も分かったと思って見ていました。同じことをきくと9条の2項でしたっけ、原告適格のところでも、誰でも分かるように明らかにしていただいて、どんな裁判官がこようとも、きちんと法律に基づいたところで勝負していただきたいなと思いました。やはり憲法に基づいたものできちんと決めていかないと、今はこれですけど、次に何が来るか本当に怖いなって。経産省が決めたらなんでも行けるのかみたいな国には私は、やっぱりなってほしくないと思いますので、やっぱり道理は通していただきたいと思います。どうぞ次も頑張ってくださいよろしくお願いします。

参加者F：あの裁判って10年くらいかかって初めて判決が出るような裁判もあるのを見ていて、やっぱり本当に長いことかかるんだなというのを、何回か傍聴する度にあまたやるのか、また何カ月先かという思いを感じています。今回はもう本当にこれで結審だなと思って参加したんですけど、まだあと1回ではすまない、少なくともまだその先があるというようなことで、もしこれが門前払いをくらってしまったら、今度はグリーンコープでんきを使っている利用者が原告として出る以外に方法はないのかなっていう気がするんですけど、是非、門前払いを食わないように先生たちよろしくお願いします。

参加者G：今日は2回目ですね、前回全く分からなくて、今回ちょっとわかったなと思って、少し成長したかなと思っております。先生が「我々の見えない力が動く」というのが凄く響きました。日本にとってですね、いい方向に動いていったらいいなというふうに思っています。ここに来て、やっぱり気弱な自分がいたりするけれども、正々堂々とやっていくと力強く言っていただいたので、微力ながら私もそういう気持ちでやっていったらいいかなと思っております。また次回もよろしくお願いします。ありがとうございました。

参加者H：一般の利用者です。1回目を参加していないので、質問みたいな感じになりますけれど、この賠償負担金と廃炉円滑化負担金をグリーンコープは利用者から取っていませんよね。利用明細書にマイナスと書いてあります。これはたぶん最初の公判の時に主張されていると思うんですけど、原告不適格にならない、法律が全然わからずに言っていますけれど、こういうことをしている業者だから、絶対適格だと思うんですけど。損していますよね、その分。そういう営業をしているので、絶対グリーンコープはこの裁判で、こういう損害を受けているんだから、不適格にするなというふうに当然言えると思うんですけど、一般の考え方と法律の問題とかは違うのかなというふうな、ちょっと単純にというか率直にそういうふうにならずに思っているんですけど、それは主張されたんじゃないかなと思っているんですけど、もっと強調してもいいんじゃないかなと。それだけグリーンコープは損害を受けている。1つの家庭だけでも何百円とかいう金額に多分なっていると思うんですけど、それが積もり積もると何百万円とかいうふうにはなっている

んじゃないかと思うんですけど、率直な疑問も含めて質問みたいな意見も入っております。これで勝てるというふうに思っている。

参加者I：提訴から毎回参加しております。プルサーマルの電気を止める会、それから玄海原発差し止め訴訟の原告にもなっています。先日3.11の時に天神の方で集会をしました。本当に今ウクライナで占拠されている原発の状況を見て、世界中がしかもその前に長崎、広島そして福島を見て世界中が原発から遠のいている中で日本だけ逆行しているという事実が。そして今攻撃されているのが欧州最大規模の原発と言われてはいますが、世界中で最大規模の原発は新潟にあります柏崎原発ですけど、そのことを考えただけでも、いい加減目を覚ましてほしいと本当に日本の政策に対して、怒りを禁じえません。ただ残念ながらいろんな裁判を傍聴していて、弁護士さんがおっしゃったように、もうこの国は本当に憲法。さっき気づいたんですけど、ここにも日本国憲法が掲げてありますけれど、なかなか本当にもう憲法が事実上守られていない、権力者が守っていない状況を本当に危惧しています。私は原発事故から避難してきたお母さんたちとの出会いがあって今日ここにいるわけですけど、その皆さんの思いを胸に、どんなことがあってもあきらめずに前に進んでいこうとは思っていますので、どういう結果がですね、いい結果が出ることをもちろん望んでいますけれど、引き続きぜひ弁護団の皆さん、よろしくお願いします。ここではそれだけをお願いしたいと思います。以上です。

参加者J：初めて傍聴させていただき、初めてで分かるかなあと思っていたんですけど、すごく分かりやすいお話で地域の活動組合員の方にも伝えていきたいと思いました。ただ結審そろそろかなと思いつつ来たんですけど、なんかまだまだで原告適格の資料もこんなについていて、そうだったんだともやもやと。さらに3月で裁判長が変わるというお話で、さらにモヤーンとしてるんですけど、私にできることは傍聴する人を増やすことで、お手伝いできることだと思うので、少しでも参加する人が増えて、もっと興味を持ってもらえるように働きかけて行きたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

参加者K：はじめまして、原発事故の避難者の支援をしております。この11年、避難者さんの間でも、エネルギーの問題、電気の問題というのは必ず議論されることだし、家族との話し合いの中でも、ここがかなりポイントになったりします。今回初めて傍聴させていただきましたけれど、大変分かりやすい話をさせていただきましたので、自分の知っている避難者さんたちにも今回のことをお話して、ぜひとも次回の傍聴に何人か連れてこれるようにしていきたいなと思っております。いろいろと準備等々本当にありがとうございます。

参加者L：多分3回目の傍聴だと思うんですけど、私が福島原発事故の時に東京に住んでいて、実家が茨城なので、避難で福岡に来ていることもあって、本当にこの3.11以降のこの日本のというか、原発が再稼働になってしまったりとか、九州の二つの原発が今運転中だったりというのが本当に歯痒くて、今日聞いていても本当に経産省の状況が本当に腹立たしいです。ここで勝ち取って、脱原発への一歩

を踏み出すきっかけにしてもらったらなと思っています。勝ち取ってください。よろしくをお願いします。

進行：それではZ o o m参加の方からご感想などございましたら、お願いいたします。ありませんでしたので、今の皆さんのご感想を踏まえて、弁護団の方は何かございましたら。加えてお願いいたします。

小島弁護士：皆さんのご発言を聞いていて。直接この裁判そのものだけではないんですけど、2点思いついたので。実はですね、経済産業省令でおかしなことをやっているというのは、この託送料だけではないんですよ。九州に非常に密接に関係する話ですが、九州は太陽光発電の出力制限というのをかなり大規模にやっているんですね。だから再生可能エネルギーの発電したものを全部捨てさせているわけです。これは本当にひどい話で、本来であれば再生可能エネルギーというのは、燃料費がかからないので、最優先接続をするというのが世界的なルールではあるのですが、火力発電や原子力発電を動かすために、それは急に止められないので太陽光発電を止めるわけですよ。接続しないわけですよ。そしてそれが何故できるのかということになりまして、実は法律の規定から言うとよく分からないんですね。それも経済産業省令だけを改正してそういうことができるようにしちゃっているんです。これも同じような問題があるんじゃないかということで、多分九州で誰かそういう裁判をやっている事業者がいると思います。太陽光の発電事業者の中で。ですから、これ結構経済産業省ってこれだけでやっている話じゃなくて、もうとにかくあらゆるところでやっているんですね。

そういう点でいうと、東原さんが問題にされている排出係数のことですが、排出係数をどういうふうに表示するかというのは2015年の小売電気事業登録令ができて、ここで決めているんですけども、今回聞いてびっくりしたのは、省令を作る前にガイドラインを作っちゃって、そのガイドラインで排出係数をこういうふうに出しますというふうにしちゃってるんですよ。だからなんというんですかね、経済産業省最強説というか。要するに経済産業省が決めたらすべてが決まるということになっていて、そういうのがいろんなところにあるんですね。とにかくどこでということではないんですけど、どこかでちゃんと歯止めをかけておかないとですね。おたくのやっている行政のやり方はおかしいよということをおかしく言っていないと。多分今までそれがずっとまかり通ってきたわけなんです彼らは。だから何かおかしなことをやっているという意識が必ずしもないんだと思うんですよ。でも日本は法治国家ですからね、一応。民主主義国家、議会制民主主義の国ですから、その大原則に立ち返ってやるべきじゃないかということ。それが1点ですね。

あともう1点はですね、今回ウクライナ戦争の関係で一つ明らかになったのは、原子力発電所というのは隠れた核爆発物になるということですよ。日本の原子力発電所というのはみんな海に面したところであって、玄海なんかもそうですけれど、川内も海に面していますけれど、特に玄海とか、福井県にあるものとか、後は島根原発とか、皆日本海に面していますね、向こうの方からミサイルが飛

んで来たら直ちにそれが核兵器になる恐れがある、というのが潜在的にはあるわけですよ。ウクライナで原子力発電所を爆発させたらですね、多分ウクライナだけではとどまらずに、ベラルーシだとか、ロシアとかそれだけの影響があるので自分を傷つけることになるので、簡単にはいかないと思いますけれど、日本の原子力発電所が仮に爆発してもですね、別にミサイルを出した国の方は何の影響もないような気がするので、恐ろしい話だと思うんですよ。だからウクライナ戦争で明らかになったのは、「原発を捨てさせようとするのは、誤った議論だ」ということを言っている方もいますけれど、むしろ明らかになったのは原子力発電所かいかの恐ろしいかという。原子力発電所というのは今まで普通に運転していても、安全性の問題と、もう一つ原子力発電所が作る廃棄物をどうするとかという問題、この二つが大きな問題でしたけど、今回はやっぱり戦争の危機というのをかなり明確にしたような気がするんですよ。だから、そういう意味では大変深刻な事態が今回のウクライナ戦争で明らかになっているのかなと思いますので、改めていろいろなことを考えないかなという感じを持ちました。

進 行：有難うございました。東原常務よろしいでしょうか。

東原常務：おっしゃっていただいた、グリーンコープでんきは利用者から二つの負担金を回収しない、グリーンコープでんきの経営の中で負担していきますとしていますので、本当に不利益、損害を受けています。その点は、国相手のこの訴訟の結審等の状況が見えてきて、どっち側が勝っても二審、三審と頑張っていく気持ちですが、一審のこの状況が見えた段階で組合員の皆と討論して決めていたように、九州電力を被告として、この二つの負担金分はやはり不当な利益を得ていると思いますので返してくださいという、不当利得返還訴訟を提訴しようとなっています。その中で全面的に出していきます。原告適格の問題でそれを触れるかは今日アイデアをいただいたので、今後次の書面を出すにあたって、そのことを打ち出していくかは検討します。小島弁護士が今おっしゃっていただいた排出係数という問題は、これからグリーンコープの中で議論をとというふうに考えていますが、グリーンコープでんきはその扱う電気は一切二酸化炭素を出していない電気です。「脱原発+CO<sub>2</sub>フリー」です。ところが、グリーンコープでんきの大部分はFITの、いわゆる再エネ賦課金を国民が出し合って実現できているFIT電気ですが、「FIT電気は国民が負担金を出して成り立たせているものだから、FIT電気を取り扱う小売電気事業者は、FIT電気をCO<sub>2</sub>フリー、CO<sub>2</sub>を出していない電気と言ってはならない」といった経済産業省令を作っています。ひどいです。CO<sub>2</sub>を出していない電気と言うためには、非化石証書というものを購入して言いなさいという流れです。これはおかしい、きちんと問うべきではないかという議論をグリーンコープの中で始められないかという提起を行いました。今後、検討が必要です、ご案内させていただきます。熊野さんが後程ご案内されると思いますけれど、今日の皆さんの言葉を聞いて、改めて勇気と頑張らないといけないという気持ちを強く持ちました。共に頑張りましょう。

進 行：少しいいですか、オンラインで参加されている馬場さんから感想が届けられているのでご紹介いたします。裁判が裁判長の交代で4月以降も続くことの説明もあり、今後のことが良く分かりました。参加者の方から、グリーンコープでんきが託送料金を消費者からとっていないことで、直接利害があるので、原告適格はあるという意見に共感しました。引き続き応援をしていますというご感想が届けられていますので、紹介いたしました。

熊野代表理事：皆さんこんにちは、グリーンコープ共同体で代表理事をさせていただきます熊野と申します。今日はお疲れ様です。今回の陳述も、弁護団の先生たちの陳述も本当にグリーンコープでんきが主張できていることというのは、とても真っ当なんだなということに改めて実感しました。二つの負担金は発電事業のコストだと、そう規定してありますよということをしっかり言っていただけて、本当によかったなと思っているんですけど、この間傍聴をしてきて、書面で裁判が進む中で、言葉の応酬のない形だからだと思んですけど、スルーしたいところはスルーしてきたなと、国が。そこを聞いているんですよというところを、そこには触れずに反論してきたなということずっと実感してきて、今回規定としてこの二つの負担金は電気事業のところに規定してないですよ、発電事業のところに規定してありますよと言って主張していることに対して、ここにちゃんと反論してほしいなというふうに思いました。ただ裁判の世界の怖さは、先ほど小島先生からもあったんですけども、裁判官が替わることでこれまでのこの優勢が替わることもさらにあるということを知ったら、本当に恐ろしい世界だなと思うんですけども、やっぱりウクライナの情勢を見ていると、福島第一原発事故の11年経っても未だ変わらない現実を見たときに、「忘れない」ということもですけど、一審がどんな結審になったとしても「あきらめない」ということを心に誓って頑張っていきたいなと、今日皆さんの感想を聞きながらも思いました。実は私は今年度で役割を交代することになりまして、今日の期日が最後の傍聴になるんですけども、組合員であることは変わりませんので、引き続き裁判の行方を見守っていくということと、脱原発運動を皆で頑張っていけたらと思っています。お疲れ様でした。ありがとうございました。

進 行：ありがとうございました。それではこれを持ちまして報告集会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以上